

## 学校法人千葉明德学園行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

### 2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率の改善を図る。  
取得義務である年次有給休暇5日間の消化を徹底する。  
義務化されている5日間を超える年次有給休暇の取得を奨励する。

#### <対策>

- 令和3年4月～ 月ごとの年次有給休暇取得状況データを本人及び管理職に提供する。
- 令和3年7月～ 取得率の低い部門、個人には夏季休業期間を中心に年次有給休暇の取得を奨励する。
- 令和3年10月～ 各部門において、年次有給休暇の取得計画を策定する。

目標2：令和8年3月までに、教職員全員の所定外労働時間を、一人当たり月平均20時間未満とする。

#### <対策>

- 令和3年4月～ 部署毎に所定外労働の原因の分析等を行う。
- 令和4年4月～ 原因の解決策を検討し、実施する。
- 令和4年4月～ 事務の簡素合理化、教職員及び管理職の意識改革を推進する。

目標2：ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場環境を整備する。  
各所属が平等に制度を利用できる体制を整える。

#### <対策>

- 令和3年4月～ 職場環境を整備するにあたり、現在の状況を明らかにする。
- 令和3年10月～ 部門毎にヒアリングを行い、問題点を把握する。
- 令和4年4月～ 職場環境の整備に向けて、具体的な計画を立てる。